

## 資材価格等の高騰に対する特例措置について

### 1 概要

資材価格等の高騰に対する特例措置（以下「特例措置」という。）は、今般の急激な資材価格等の高騰によって、公共工事の積算時点における設計単価と、当初契約時点での設計単価との乖離が大きくなることから、当初契約締結後、設計単価の適用年月を積算月から当初契約月に変更することができるものである。

### 2 対象工事等

貝塚市が発注する国土交通省の積算基準に基づき積算された土木工事、舗装工事、上水道管工事等を対象とする。（単価契約工事を除く）

### 3 対象資材等

- (1) 特例措置の対象資材等は、各工事における主要資材等とし、一般に刊行されている物価資料に掲載されている資材単価等とする。
- (2) 見積及び特別資材調査により設計単価を設定している資材等は、特例措置の対象外とする。ただし、積算月と当初契約月において、類似資材の物価変動率等により単価の乖離が確認できる場合については、受発注者協議のうえ、本特例措置の対象とすることができる。

### 4 実施方法

- (1) 受注者は、特例措置を希望する場合、協議簿等により発注者へ申し出るものとする。
- (2) 発注者は、受注者から申し出があった場合は、対象工事の主要資材等の設計単価を、当初契約月における最新の市単価表等に基づく設計単価に変更するものとする。
- (3) 発注者は、特例措置に係る請負代金額の変動額について、速やかに協議簿等により受注者へ通知するものとする。
- (4) 特例措置の変更契約は、原則として、契約数量・図面等の変更とあわせて変更契約時に行うものとする。
- (5) 本特例措置を適用した場合であっても、工事請負契約書 第26条の規定に基づく請負代金額の変更を請求することができる。この場合において、スライド額の算定に用いる当初設計単価は、当初契約月に変更後の設計単価とする。

### 5 その他

- (1) 令和8年6月1日以降の契約締結分から特例措置の対象とする。ただし、令和8年4月1日以降の契約締結分についても変動が著しい場合は、協議の対

象とすることができる。

- (2) 特例措置を適用した際、請負代金額が減額になる場合があることに留意すること。
- (3) 本特例措置は、当面の間運用するものとする。